

足立清掃工場運営協議会要綱

改正 令和元年6月18日施設管理部長決定
31清施管第556号

(目的)

第1条 この要綱は、足立清掃工場の操業に関する協定書第9条第3項の規定に基づき、足立清掃工場運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 地域住民代表は、足立清掃工場湊江地域連合協議会、足立清掃工場運営対策協議会、足立清掃工場運営協力会、足立清掃工場伊興対策協議会、竹の塚スカイタウン協議会、足立清掃工場伊興連合協力会及び足立清掃工場竹七竹六協力会から推薦された委員で、各会につき4名以内とする。
- (2) 足立区は6名以内とする。
- (3) 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一部事務組合」という。）は5名以内とする。

(運営)

第3条 協議会は、地域住民代表、足立区及び清掃一部事務組合のいずれかの要請があった場合に開催する。

- 2 協議会は、足立清掃工場会議室で開催する。
- 3 協議会に、円滑な議事進行を図るため、座長を置き、座長は足立区委員の中から選任する。
- 4 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 5 委員の他必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(委員会)

第4条 協議会に、交通安全対策委員会、公害対策委員会、福祉施設委員会及びリサイクル推進委員会を設置する。

- 2 委員会の構成、所管事項等委員会の組織及び運営に必要な細目は別に定める。
- 3 委員会において協議した事項は、協議会又は協議会委員に報告する。

(事務局)

第5条 協議会及び公害対策委員会の事務局は、足立清掃工場に置く。

- 2 交通安全対策委員会、福祉施設委員会及びリサイクル推進委員会の事務局は、足立区に置く。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 7月 2日より施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 7月23日より施行する。

足立清掃工場運営協議会要綱 新旧対照表

(傍線部分が変更箇所)

改正案	現行
<p><u>(目的)</u> <u>第1条</u> この要綱は、足立清掃工場の操業に関する協定書第9条第3項の規定に基づき、足立清掃工場運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>(構成)</u> <u>第2条</u> 協議会は、次の委員をもって構成する。 <u>(1) 地域住民代表は、</u>足立清掃工場瀏江地域連合協議会、足立清掃工場運営対策協議会、足立清掃工場運営協力会、足立清掃工場伊興対策協議会、竹の塚スカイタウン協議会、足立清掃工場伊興連合協力会及び<u>足立清掃工場竹七竹六協力会</u>から推薦された委員で、<u>各会</u>につき4名以内とする。 <u>(2)</u> 足立区は6名以内とする。 <u>(3)</u> 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一部事務組合」という。）は5名以内とする。</p> <p><u>(運営)</u> <u>第3条</u> <u>1</u> 協議会は、地域住民代表、足立区及び清掃一部事務組合のいずれかの要請があった場合に開催する。 <u>2</u> 協議会は、足立清掃工場会議室で開催する。 <u>3</u> 協議会に、円滑な議事進行を図るため、座長を置き、座長は足立区委員の中から選任する。 <u>4</u> 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。</p>	<p><u>1 目的</u> この要綱は、足立清掃工場の操業に関する協定書第9条第3項の規定に基づき、足立清掃工場運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>2 構成</u> 協議会は、次の委員をもって構成する。 <u>一 地域住民代表</u> 足立清掃工場瀏江地域連合協議会、足立清掃工場運営対策協議会、足立清掃工場運営協力会、足立清掃工場伊興対策協議会、竹の塚スカイタウン協議会、足立清掃工場伊興連合協力会及び<u>足立清掃工場竹七協力会</u>から推薦された委員で、<u>各協議会</u>につき4名以内とする。 <u>二</u> 足立区は6名以内とする。 <u>三</u> 東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一部事務組合」という。）は5名以内とする。</p> <p><u>3 協議・報告</u> <u>(1)</u> 協議会は、地域住民代表、足立区及び清掃一部事務組合のいずれかの要請があった場合に開催する。 <u>(2)</u> 協議会は、足立清掃工場会議室で開催する。 <u>(3)</u> 協議会に、円滑な議事進行を図るため、座長を置き、座長は足立区委員の中から選任する。 <u>(4)</u> 委員が出席できないときは、代理人を出席させることができる。</p>

5 委員の他必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(委員会)

第4条

1 協議会に、交通安全対策委員会、公害対策委員会、福祉施設委員会及びリサイクル推進委員会を設置する。

2 委員会の構成、所管事項等委員会の組織及び運営に必要な細目は別に定める。

3 委員会において協議した事項は、協議会又は協議会委員に報告する。

(事務局)

第5条

1 協議会及び公害対策委員会の事務局は、足立清掃工場に置く。

2 交通安全対策委員会、福祉施設委員会及びリサイクル推進委員会の事務局は、足立区に置く。

附則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月16日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月2日より施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月23日より施行する。

(5) 委員の他必要に応じて、関係者を出席させることができる。

4 委員会

(1) 協議会に、交通安全対策委員会、公害対策委員会、福祉施設委員会及びリサイクル推進委員会を設置する。

(2) 委員会の構成、所管事項等委員会の組織及び運営に必要な細目は別に定める。

(3) 委員会において協議した事項は、協議会又は協議会委員に報告する。

5 事務局

(1) 協議会及び公害対策委員会の事務局は、足立清掃工場に置く。

(2) 交通安全対策委員会、福祉施設委員会及びリサイクル推進委員会の事務局は、足立区に置く。

附則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成17年3月16日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月2日より施行する。